

別表第1

1 「収集制限」の「種類による制限」(条例第7条第3項及び第5項関係)

[共通類型項目]

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
1	(刊行物等関係) 刊行物等で一般に入手し得るものから取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刊行物等を購入する際、取扱制限情報が含まれている場合があるが、取扱制限情報を除いて購入することが困難である。 ・ 議会に対する対応の中で、事務の目的の範囲内で、議員の所属政党名、会派名等の取扱制限情報を収集する必要がある。
2	(相談等関係) 相談、要望、陳情、意見その他本人の自由な意思により提供される情報を取り扱う事務において、提供される情報の中に相談等の内容に取扱制限情報が含まれ、実施機関が受動的に取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、取扱制限情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、収集の選択の余地がない。 ・ 実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で、取扱制限情報を収集する必要がある。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
3	<p>(作文等関係)</p> <p>作文等のコンクールや試験等を行う事務において、作文、論文等の中で個人の意思により取扱制限情報が提供され、実施機関が受動的に取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されており、その中には、取扱制限情報が記載される場合があるが、これらの情報は、発表者等の意思により一方的に提供されるものであり、収集の選択の余地がない。 ・ 実施機関としても、当該事務の目的の範囲内で収集する必要がある。
4	<p>(栄典、表彰等の選考関係)</p> <p>栄典、表彰等の選考事務において、選考対象者等の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、県民等の感情にそぐわないものと考ええる。 ・ 功績調書のなかで「思想、信条及び信教に関する情報」が含まれる場合がある。
5	<p>(職員採用関係)</p> <p>職員を採用するに当たり、職員の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用に当たり、採用候補者の健康状態を把握するため、採用候補者の「心身の状況に関する情報」を収集し、職務遂行能力の有無を判断する必要がある。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
6	(研修生等受入関係) 海外からの研修生、来訪者等の受入れ等を行う事務において、当該研修生等の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、「信教に関する情報」や「心身の状況に関する情報」などの取扱制限情報を収集する必要がある。
7	(研修会等開催関係) 研修会等を開催する事務において、参加者等の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者等の健康状態等を把握しなければ、参加者等が不測の不利益を被るおそれがあるため、参加者等の「心身の状況に関する情報」を収集する必要がある。
8	(障害者対策関係) 障害者を対象とした事務において、対象者の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を対象とした事務の性質上、対象者の「心身の状況に関する情報」を収集しなければ、当該事務が行えない。
9	(災害等対策関係) 災害や事故状況を把握する事務及び災害や事故により、死亡や障害が生じた者に給付金や見舞金等を支給する事務において、対象者の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等対策事務の性質上、対象者の「心身の状況に関する情報」を収集しなければ、当該事務が行えない。
10	(同和対策関係) 同和対策に関する事務において、対象者の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和対策に関する事務の性質上、対象者の「同和地区出身であることに関する情報」を収集しなければ、当該事務が行えない。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
11	(用地交渉等関係) 土地等を取得等する事務において、対象者の取扱制限情報を収集するとき	・思想、信条及び信教に関する情報	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。 ・墓地等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転の費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の「信教に関する情報」を収集する必要がある。
12	(融資関係) 融資制度等を運営する事務において、対象者の取扱制限情報を収集するとき	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。 ・実施機関から融資を受けた対象者が、疾病等の事情により、償還金の返還を猶予する必要性が生じたため、対象者の「心身の状況に関する情報」を収集する必要がある。 ・学生等へ修学資金を貸し付ける場合の資格要件に、借受資格者が心身ともに健全であることを要件としているため、対象者の「心身の状況に関する情報」を収集する必要がある。

[個別類型項目]

(1) 知事（総務部）

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
人権 ・ 同 和 対 策 課	（鳥取県いじめ問題検証委員会 会関係） 委員会がいじめに関する重大事故の検証活動を行う上で、学校現場等において児童・生徒等の情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱制限情報がいじめの原因であることが想定されるため、いじめの原因等を特定、検証する上で、児童・生徒等の取扱制限情報を収集する必要がある。
公文書館 1	（公文書館調査研究関係） 公文書館において、資料収集するにあたり、所有者等の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料を収集する場合において、その資料的価値を損なわずに当該資料の将来的な保存等を図るためには、関係者や所有者等の取扱制限情報を含めて一体的に収集することが必要となる場合がある。
公文書館 2	（県史編さん関係資料収集事務） 県史編さんに係る資料調査にあたり掲載者、所有者等の取扱制限情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、資料的価値を把握し歴史編さんに利用するためには、掲載者、所有者等の取扱制限情報を含めて一体的に収集することが必要となる場合がある。

(2) 知事（危機管理局）

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
1	消防防災ヘリコプター運航事務（緊急運航）	<ul style="list-style-type: none"> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害発生時に消防防災ヘリコプターを使用して適切な災害応急対策活動、救急活動その他の航空消防防災活動を行うためには、要救助者の負傷の状況等の「心身に関する情報」を収集する必要がある。 <p>また、活動中の消防防災ヘリコプターの方が一の事故に迅速に対処するため、搭乗者の血液型等の「心身に関する情報」を収集する必要がある。</p>
2	消防防災ヘリコプター運航事務（訓練、一般行政）	<ul style="list-style-type: none"> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練及び一般行政に消防防災ヘリコプターを運航する際の方が一の事故の迅速に対処するため、搭乗者の血液型等の「心身に関する情報」を収集する必要がある。

(3) 知事（文化観光局）

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
交流推進課	<p>（鳥取県中南米移住史 編纂事務） 鳥取県中南米移住史の編纂事務において、移住者等に関する取扱制限情報を収集するとき</p> <p>（収集条件） 思想、信条及び信教に関する情報については、個人の権利・利益を侵害しないよう注意して収集すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明治後期から昭和40年代にかけてブラジルを中心とする中南米に移住した移民者の果たした功績の実態を正しく把握し、歴史的な位置づけを明確にするため、また、学術上の資料的価値を損なわないようにするためには、移住者の「信教に関する情報」や「心身に関する情報」などを収集する必要がある。

(4) 知事（福祉保健部）

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
健康政策課 1	<p>（脳卒中情報システム） 脳卒中情報システムに関する事務において、脳卒中患者の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり予防対策を効果的に推進するためには、医療機関等から保健所等に提供される脳卒中患者の診療情報を基に、市町村が適切な保健・福祉サービスを提供することが必要であるため、脳卒中患者の「心身に関する情報」を収集する必要がある。
健康政策課 2	<p>（がん登録事務） がん登録事務において、悪性新生物（がん）患者及び市町村が実施する各種検診受診者の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人病予防対策及びがん検診精度管理を効果的に推進するため、がん患者及び市町村が実施する各種検診受診者の「心身に関する情報」を収集し、集計・解析を行う必要がある。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
健康 政策 課 3	<p>(健康診査管理支援事業 実施事務)</p> <p>市町村が行う各種検診 におけるガン診断及び肝 臓病検査に対する各種精 度管理事業の実施事務に おいて、市町村及び医療 機関から各種検診受診者 の取扱制限情報を収集す るとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会的差別の原因と なるおそれのある個 人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱 いを想定しており、その情報を収集し なければ、当該事務の目的達成に支障 が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種検診の精度管理を適切に実施 するためには、検診受診者の「心身 に関する情報」を収集し、検診結果 ・治療法の妥当性等を専門的な見 地から判定する必要がある。
健康 政策 課 4	<p>(こころのセーフティ ネット事業)</p> <p>こころのセーフティ ネット事業において、当該 事業対象者から取扱制限 情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会的差別の原因と なるおそれのある個 人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の収集 を想定しており、その情報を収集しな ければ当該事務の目的達成に支障が生 じる恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象者のうつ状態、うつ病等 のサインを把握し、早期介入して支 援を行うため、当該対象者から「心 身に関する情報」を収集する必要が ある。
健康 政策 課 5	<p>(特定疾患治療研究事 業)</p> <p>「特定疾患治療研究事業」 において、対象患者の取 扱制限情報を収集する とき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会的差別の原因 となるおそれのある 個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱 いを想定しており、その情報を収集し なければ、当該事務の目的達成に支障 が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定疾患治療研究事業において、 治療研究事業を受けようとする対象 患者に特定疾患受給者証の交付の審 査や治療費の支給の審査等に当た り、当該患者の「心身に関する情報」 を収集する必要がある。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
健康政策課 ・くらしの安心推進課	(調査研究事務) ウイルス感染症の疫学調査、人と環境の食中毒 ・下痢症原因菌調査	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。 ・ 感染症、食中毒の原因究明するためには、患者の「心身に関する情報」を収集する必要がある。
健康政策課 ・家庭・地域教育課	(ひきこもり者等の社会参加促進事業体験者決定事務) 当該事業の体験者を決定するにあたり、体験希望者から取扱制限情報を収集するとき	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。 ・ 体験希望者のひきこもり・不登校等の状況や対人関係づくりが可能なかなど体験者として適当であるかどうかを「心身に関する情報」を収集し判断する必要がある。
子育て応援課	(特定不妊治療費助成金交付事務) 体外受精、顕微鏡受精等の「特定不妊治療」への助成事務を行うに当たり、医療機関の診断結果などの個人情報を収集するとき。	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。 ・ 助成対象者の決定に当たり、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないという医師の診断が必要とされており、治療方法、治療内容などの「心身に関する情報」を収集し判断する必要がある。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
長 寿 社 会 課	(若年認知症実態調査) 若年認知症実態調査において、若年認知症患者の取扱制限情報を収集するとき	・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	「当該事務自体の特殊性」 ・ 若年性認知症施策を効果的に推進するために、患者情報の集計・分析・検討を行う必要がある。 ・ 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的が達成出来ない。

(5) 知事 (生活環境部)

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
健 康 政 策 課 ・ く ら し の 安 心 推 進 課	(調査研究事務) ウイルス感染症の疫学調査、人と環境の食中毒 ・ 下痢症原因菌調査	・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。 ・ 感染症、食中毒の原因究明するためには、患者の「心身に関する情報」を収集する必要がある。

(6) 知事（商工労働部）

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
経済通商総室	<p>（補助金交付及び団体指導関係）</p> <p>団体に対して、指導、助言又は補助金の交付を行う事務において、団体の職員を採用又は雇用期間を更新するに当たり、職員の取扱制限情報を収集するとき</p>	<p>・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <p>・ 補助対象である団体の職員の採用又は雇用期間を更新するに当たり、その者が補助対象職員として当該業務における職務遂行が可能であるか、「心身に関する情報」を収集し、補助金交付者として判断する必要がある。</p> <p>（参考）</p> <p>中小企業庁からの通知</p> <p>○ 「平成11年度小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用について」</p> <p>○ 「小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱」及び「平成11年度小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用について」に関する取扱いについて</p>

(7) 知事（農林水産部）

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
農政課	<p>（農協系統組織経営健全化特別支援事業）</p> <p>農協系統組織経営健全化特別支援事業において、旧中浜農協の債務者及び役員 of 取扱制限情報を収集するとき</p>	<p>・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <p>・ 当該事務を適正に実施するためには、旧中浜農協分の固定化債務者からの債権の回収状況、旧中浜農協役員 of 納付状況等について随時把握する必要がある。</p> <p>このため、未回収、未納付の理由として対象者の「心身に関する情報」が挙げられる場合には、実施機関としては、その状況を聞き取る必要がある。</p>

(8) 知事 (行政監察監)

	諮 問 項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
行政監察課	<p>(行政監察関係) 行政監察の実施に当たり、職員等の取扱制限情報を収集するとき</p> <p>※収集条件 行政監察の実施に当たり必要な範囲に限ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱い制限情報の取扱いを想定される場合があり、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の把握のため、これらの情報を収集しなければ、当該事務を行うことができない。

(9) 教育委員会

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
教育 総 務 課	<p>(教育行政監察) 行政監察の実施に当たり、職員等の取扱制限情報を収集するとき</p> <p>※収集条件 行政監察の実施に当たり必要な範囲に限ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱い制限情報の取扱いを想定される場合があり、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の把握のため、これらの情報を収集しなければ、当該事務を行うことができない。
高 等 学 校 課 1	<p>(県立高等学校入学者選抜関係) 県立高等学校入学者選抜実施事務において、選抜対象者の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校入学者の選抜の実施に当たっては、学校へ通うことについて心身の面で支障がないかどうか、教育の実施に際して特別の配慮を要するかどうかを確認するために、「心身に関する情報」を収集する必要がある。
高 等 学 校 課 2	<p>(県立高等学校運営事務) 県立高等学校学校運営事務において、生徒の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議そのものの権限・役割に関する法令上の規定はないが、校長の学校運営を補助する重要な機能を有しており、これを記録保存するに際し、生徒の指導等の面から、生徒の「心身に関する情報」を収集する必要がある。 <p>また、学校の教務日誌等についても生徒への指導を適切、有効に進める上でも、生徒の「心身に関する情報」を収集する必要がある。</p>

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
人権教育課	<p>(同和地区生徒等指導事務)</p> <p>同和問題をはじめとする人権問題の解決のために生徒の個別指導を行うにあたり、当該生徒の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権問題の解決に向けて個別指導を行うにあたり、差別に関する認識や思いなど、「思想、信条及び信教に関する情報」及び生徒の「同和地区出身である事実に関する情報」を収集する必要がある。
文化財課	<p>(文化財指定事務)</p> <p>文化課において、文化財に関する資料を収集するにあたり、所有者等の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、資料的価値の把握及び資料の将来的な保存等を図るためには、関係者や所有者等の「思想、信条及び信教に関する情報」、「心身に関する情報」など「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を収集することが必要となる場合がある。
博物館	<p>(博物館調査研究関係)</p> <p>博物館において、資料の収集するにあたり、所有者等の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料を収集する場合において、その伝来や収集の経緯等が重要であり、資料的価値を把握するため及び資料の将来的な保存等を図るためには、関係者や所有者等の「思想、信条及び信教に関する情報」、「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を収集することが必要となる場合がある。

	項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
図書館	<p>(郷土文学者発信事業) 図書館において、郷土文学者に関する資料を収集するにあたり、所有者等の取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び信教に関する情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、資料的価値を把握するため及び資料の将来的な保存等を図るためには、関係者や所有者等の「思想、信条及び信教に関する情報」、「心身に関する情報」など「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を収集することが必要となる場合がある。
健康政策課 ・ 家庭 ・ 地域教育課	<p>(ひきこもり者等の社会参加促進事業体験者決定事務) 当該事業の体験者を決定するにあたり、体験希望者から取扱制限情報を収集するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験希望者のひきこもり・不登校等の状況や対人関係づくりが可能かなど体験者として適当であるかどうかを「心身に関する情報」を収集し判断する必要がある。

2 「収集制限」の「方法による制限」（条例第7条第4項及び第5項関係）

[共通類型項目]

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
1	<p>（所在確認等関係） 事務を行うに当たり、本人の所在が不明な場合、本人が心身喪失の状態にある場合又は本人が死亡している場合に、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人から収集することができない。</p>
2	<p>（刊行物等関係） 実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれているとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、収集することについて本人の同意を得ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関以外の県の機関、国等の事務又は事業の目的に基づいて送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 ・ 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが困難である。
3	<p>（相談等関係） 相談、要望、陳情、意見その他本人の自由な意思により提供される情報を取り扱う事務において、当該本人以外の者の個人情報が含まれているとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、相談者等以外から収集することを想定しており、また、収集することについて、本人の同意を得ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、相談者等以外の者の個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。 ・ 実施機関としても当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で、相談者等以外の者の個人情報を収集する必要がある。
4	<p>（栄典、表彰等の選考関係） 栄典、表彰等の選考事務において、選考対象者等以外の者から選考対象者等の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、選考対象者本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適任者を幅広く求めるためには、選考対象者本人以外のものから選考対象者の個人情報を収集する必要がある。 ・ 本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じる。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
5	<p>(委員等の選考関係)</p> <p>委員、講師等の選考、任命等を行う事務において、選考対象者等の所属する団体、市町村等から選考対象者等の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、選考対象者本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員等の適任者を幅広く求めるためには、選考対象者本人以外のものから選考対象者の個人情報を収集する必要がある。 ・ 本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じる。
6	<p>(取材対象者の選定関係)</p> <p>取材を行う事務において、その対象者の選定に当たり、市町村等から本人の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、選考対象者本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取材の対象者を選定するに当たっては、取材の条件に合致する者を把握しなければならないが、そうした者を把握する端緒としては、該当する本人の申出を待つだけでは足りない場合がある。
7	<p>(委託契約等関係)</p> <p>事務を委託するに当たり、当該受託者等からその従業員等の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集したかどうかの確認が困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託等の契約を締結する事務において、契約先の従業員の氏名等を把握することが契約書に明記されている場合があり、当該事務の適正かつ円滑な執行のために必要である。
8	<p>(用地交渉等関係)</p> <p>土地等を取得等する事務において、土地所有者等本人以外の者から、その土地所有者等の権利関係の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利関係について確認するため、本人以外のものから情報を収集することが必要な場合がある。 ・ 権利関係の中に当事者以外の者の個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
9	<p>(融資関係)</p> <p>県の融資制度等を運営する事務において、取扱金融機関から借受者の償還状況等の個人情報収集するとき。</p> <p>ただし、条例の施行前に既に融資を行っているものに限る。</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借受者の償還状況等の個人情報を正確に把握することが必要であるが、本人から収集したのでは、情報の正確性や客観性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じるため、本人の個人情報を取扱金融機関から収集することが必要である。 ・ 条例の施行前に既に融資を行っているものについては、仮に本人から同意を得られない場合であっても、本人の個人情報を取扱金融機関から収集する必要があり、また、本人が同意を得られないことを理由に融資を中止できない。
10	<p>(補助金等交付及び団体等指導関係)</p> <p>団体又は事業を営む個人(以下「団体等」という。)に対して、助言、指導又は補助金等の交付を行う事務において、団体等の職員、構成員又は団体等が設置し、若しくは運営している施設の入所者等の個人情報を団体等から収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集したかどうかの確認が困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報である。 ・ 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。 ・ 団体等の助言、指導及び補助金等の交付に際して、事務に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは必要不可欠である。 ・ 団体等の職員に対する助言及び指導のため、研修会等を開催する場合には、所属する団体等から研修会等に参加することの同意を得る必要がある。 ・ 団体等との連絡の用に供するため、団体等の担当者の住所、電話番号を収集する必要がある。
11	<p>(調査研究関係)</p> <p>調査研究を所掌事務とする県の研究機関において、学術研究の対象となる情報を収集する過程で、第三者の情報を収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、その資料に記録されている情報の客観性や正確性等を担保するため、その情報の関係者の情報を収集する必要がある。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
12	<p>(庁舎管理関係)</p> <p>庁舎の適正な運営をはかり秩序を維持するため、規則に違反する者の個人情報を、本人以外から収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者が庁舎内で県庁内取締に関する規則に違反する行為を行う場合には、本人が判断能力を喪失しているときや本人が情報の提供を拒否したときがあるが、状況を正確に把握するため、本人以外から本人の個人情報を収集する必要がある。
13	<p>(債権管理関係)</p> <p>県税以外の未収金回収事務において、滞納者及びその保証人に対して納付交渉、滞納処分、強制執行（訴訟）等を実施するため、本人以外のものから、滞納者及びその保証人等の所在地、財産状況（架空名義、第三者名義等で財産を隠匿していると認められる情報も含む。）等の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集する事が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税外未収金の回収事務に当たっては、本人からの情報収集に限界があり、回収に実効的な情報を得るためには第三者からの情報収集が欠かせない。

[個別類型項目]

(1) 知事（総務部）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
人権・同和対策課	<p>（鳥取県いじめ問題検証委員会関係） 委員会がいじめに関する重大事故の検証活動を行う上で、当該事故が発生した学校から関係者の情報を収集するとき、又は当該関係者以外の者から当該関係者の情報を収集するとき、学校現場等において児童・生徒等の情報を収集するとき</p>	<p>当該事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に関する重大事故を検証する上で、事故に係る経緯等の情報を事故の発生した学校から収集するとともに、情報の客観性や正確性を担保するために、それぞれの関係者から事情聴取を行うなど、本人以外の者（学校関係者等）から情報を収集する必要がある。
公文書館	<p>（県史編さん関係資料収集事務） 県史編さんに係る資料を収集する過程で所有者等関係者の情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、その資料に記録されている情報の客観性や正確性等を担保するため、当該情報の所有者等関係者の情報を収集する必要がある。

(2) 知事（危機管理局）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
消 防 防 災 課	<p>（高圧ガス製造施設に係る保安指導事務） 高圧ガス製造事業者の保安検査機関である高圧ガス保安協会等から高圧ガス製造保安統括者等の個人情報を収集するとき。</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外の者から収集することを想定しており、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の高圧ガス製造事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）により保安責任者（要資格）を選任し、所有する施設を適正に管理させなければならないこととされているが、当該保安責任者の選任状況について、高圧ガス保安協会等が保安検査の際に確認した内容と、実施機関が保有する内容とに相違がみられるため、高圧ガスによる災害・事故を防止し、公共の安全を確保するためには、同協会との情報共有を図る必要がある。 実施機関が本人から、又は本人の同意を得てすべての高圧ガス製造施設の正確かつ最新の保安責任者の情報を把握することは困難であり、高圧ガス保安協会等から情報収集することで行政運営の効率化と情報の正確性・最新性が担保される。

(3) 知事（文化観光局）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
交 流 推 進 課	<p>（鳥取県中南米移住史編纂事務） 鳥取県中南米移住史の編纂事務において、移住者等に関する情報を、第三者から収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、移住者本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に多くの移住者が死亡、または中南米各地に転住している現状から、本人からの収集は非常に困難な状況にあり、移住者本人以外からの情報の収集が必要である。 情報の正確性や均一性を担保するためには、移住者本人以外からの収集が必要である。

(4) 知事（福祉保健部）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
福祉保健課	<p>（生活保護受給者情報の厚生労働省への提供事務） 生活保護受給者の年金担保貸付を防止するため厚生労働省に提供する市部における生活保護受給者情報を各市福祉事務所から収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人から収集あるいは本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市部における生活保護受給者情報は、同所における生活保護の実施機関である市福祉事務所しか保有していない情報である。 ・ 市部における生活保護受給者の情報を正確に把握するためには、市福祉事務所から収集する必要がある。
健康政策課 1	<p>（脳卒中情報システム） 脳卒中情報システムに関する事務において、医療機関等から脳卒中患者の情報を収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脳卒中患者に関する情報は、医療に関する専門的な情報であり、情報の客観性や正確性等を担保するため、本人以外（医療機関等）から情報を収集する必要がある。
健康政策課 2	<p>（がん登録事務） がん登録事務において、医療機関等から悪性新生物（がん）患者を収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪性新生物（がん）患者に関する情報は医療に関する専門的な情報であり、情報の客観性や正確性等を担保するため、本人以外の者（医療機関等）から情報を収集する必要がある。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
健康政策課 ・ くらしの安心推進課	(ウイルス感染症の疫学調査、人と環境の食中毒・下痢症原因菌調査)	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症等の患者に関する情報は、医療に関する専門的な情報であり、情報の客観性や正確性等を担保するため、本人以外（医療機関等）から情報を収集する必要がある。
子育て応援課	(児童手当関係) 児童手当事務において、児童手当の支給を受ける配偶者からの暴力が認められる事例について、県内の市町村及び他の都道府県から当該配偶者、被害者等の個人情報を収集するとき	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力が認められる事例において、配偶者が児童手当の受給者であり、被害者が避難先で児童の監護を行っている場合、職権により児童手当等の支給事由消滅処理を行い、被害者へ支給を切り替える必要がある。 <p>しかし、児童手当の支給を受ける配偶者と実際に児童を監護する被害者の居住市町村が異なる場合、当該市町村で事実を把握することは容易でなく、職権による支給事由消滅の判断を適切に行うことは困難である。</p> <p>このため、実施機関が被害者が居住する本県内の市町村から情報を収集して居住市町村のある都道府県を通じて配偶者の居住する市町村に情報を提供する、あるいは、逆のルートで情報を収集して本県内の市町村に情報を提供する必要がある。</p>
青少年・家庭課	(児童の臓器提供関係) 児童の臓器提供に伴い臓器提供施設から児童虐待情報等の照会が行われた場合に、臓器提供施設から児童の情報を収集するとき	<p>事務の性質上、本人から収集することができず、また、親権者の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 親権者の同意については、親権者全員が情報の提供に協力的であるとは限らず、常に本人（親権者）の同意を条件としたのでは、虐待を受けた児童が死亡した場合に、虐待を行った保護者等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部改正の趣旨の達成に支障が生じるおそれが考えられる。

(5) 知事（生活環境部）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
健康政策課・くらしの安心推進課	(ウイルス感染症の疫学調査、人と環境の食中毒・下痢症原因菌調査)	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症等の患者に関する情報は、医療に関する専門的な情報であり、情報の客観性や正確性等を担保するため、本人以外（医療機関等）から情報を収集する必要がある。
住宅政策課	(県営住宅入居者の入居決定、承認及び明渡し請求事務) 県営住宅の入居者の募集、入居承認、同居承認及び明渡し請求事務において、入居決定者等が暴力団員であるか否かの情報を警察本部から収集するとき。	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人から収集したのでは当該個人情報取扱事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）では、県営住宅への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員の入居を排除しており、当該暴力団員であるか否かの情報は警察本部が保有しているため、情報の客観性及び正確性を担保するため、警察本部から情報を収集する必要がある。
景観まちづくり課	(地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」) 地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」において、空き家古民家の所有者等の情報を市町村、自治会等から収集する場合	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」においては、空き家古民家の所有者等の情報収集を行うが、当該古民家の所有者がその地域に居らず、本人の同意を得て収集することが困難な場合が想定されるため、当該情報を市町村または自治会（住民）等本人以外から収集する必要がある。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
水・大気環境課	(浄化槽設置台帳整理事務) 県内における浄化槽設置情報を適正に管理するため、無届けで設置されている情報及び既に廃止された情報を浄化槽保守点検業者又は清掃業者から収集するとき。	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外の者から収集することを想定しており、本人以外の者から収集することにより、情報の正確性の担保及び行政運営の効率化が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽所有者に廃止届出の提出が義務付けられたのは平成17年度からであり、それ以前に廃止されたものについて、県では把握困難な状況にある。また、現在設置されている浄化槽の中には、過去（浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行前など）に無届けで設置され、県で把握できない浄化槽が多数存在する。 ・ すべての浄化槽を、県担当者（機関）のみで調査し、把握することは困難である。

(6) 知事（商工労働部）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
雇用人材総室	(人材情報提供事業運営事務) 人材情報提供事業運営事務において、高等学校同窓会事務局に対し同窓会名簿の提供を求めることにより、同窓会名簿に記載されている者の個人情報収集するとき	<p>本人以外のものから収集することにより、行政サービスの向上又は行政運営の効率化などの有用性が図られ、又本人から同意を得ることが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事務の目的は、本県企業に対し、Uターン就職希望者の人材情報を提供するとともに、登録者に対してUターン情報を提供し、雇用の確保とUターン就職への支援をするものである。 ・ 当該事務を実施するには、一定の対象者（潜在的なUターン希望者群）を事前に抽出する必要がある。しかし、新規登録候補者を抽出する手段が同窓会名簿以外にない。 ・ 本人に同意を得て、名簿を収集することが困難である。

(7) 知事（農林水産部）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
農政課	<p>（農協系統組織経営健全化特別支援事業） 農協系統組織経営健全化特別支援事業において、旧中浜農協の債務者及び役員に関する個人情報、農協系統組織、市町村等から収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事務を適正に実施するためには、旧中浜農協分の固定化債務者からの債権の回収状況、旧中浜農協役員の納付状況等について随時把握する必要があるが、本人からの情報のみでは情報の正確性や客観性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じるため、本人の個人情報を県農協中央会、鳥取西部農協等農協系統組織、市町村から収集することが必要である。
森林・林業総室	<p>（森林簿作成事務） 森林簿作成事務において、市町村や森林組合からの聞き取り調査及び担当職員による現地調査により森林所有者の権利関係などの個人情報を収集するとき</p>	<p>（収集の目的） 事務の性質上、本人以外のものから収集することを想定しており、また、本人以外のものから収集することにより、情報の客観性や正確性の担保及び収集事務の効率化などが図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法に基づく地域森林計画（民有林について知事が森林資源管理、森林整備などを定める10カ年計画）の樹立にあたり、県下の民有林全ての所在、面積、所有者、森林の現況を記録した森林簿を作成するものであるが、権利関係などについて確認するため、本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性が担保できず、本人以外のものから情報を収集することが必要である。 県下の民有林全て（100万件を超える）について情報収集する必要があり、すべての情報の本人同意を得て、収集することが困難である。
水産課 1	<p>（小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する船籍票交付、検認事務） 船籍票の交付事務にあたり、他都道府県で建造された小型船舶のトン数・寸法の計算表を当該都道府県から収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上本人から収集することができない。</p>
水産課 2	<p>（漁船法第9条に基づく漁船登録事務） 漁船の登録事務にあたり、他都道府県で建造された漁船のトン数・寸法の計算表を当該都道府県から収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上本人から収集することができない。</p>

(8) 知事（行政監察監）

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
行政監察課	<p>（行政監察関係） 行政監察の実施に当たり、本人以外から調査対象者の個人情報収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人から収集あるいは本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政監察の対象となる事実関係を客観的かつ正確に把握するためには、調査対象者本人以外の者からも広く個人情報を収集する必要がある。
公益法人・団体指導課	<p>（公益認定事務） 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定める公益認定事務において当該法人の役員等の欠格事由の審査を行うため、公益認定等総合情報システム及び他の行政庁から欠格事由該当性の判断に必要な役員等の個人情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条で、法人の役員等に一定の欠格条件に該当するものが含まれている場合は公益認定を受けることができない旨規定されているが、役員等本人から情報を収集したのでは客観性や正確性を担保できないため、本人以外（公益認定等総合情報システム及び他の行政庁）から情報を収集する必要がある。

(9) 教育委員会

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
教育 総 務 課	(教育行政監察) 行政監察の実施に当たり、 本人以外から調査対象者の個人 情報を収集するとき	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定し ており、また、本人から収集あるいは本人の同意を得 て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生ずるお それがある。 ・ 行政監察の対象となる事実関係を客観的かつ正確 に把握するためには、調査対象者本人以外の者から も広く個人情報を収集する必要がある。
小 中 学 校 課 1	(県立盲・聾・養護学校児童 生徒の懲戒・事故関係) 県立盲・聾・養護学校の児 童生徒の懲戒・事故発生報告 に当たり、当該児童生徒以外 から個人情報を収集するとき	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集し、又は本人に同 意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生 じるおそれがある。 ・ 懲戒や問題行動を起こした児童生徒本人だけから 収集したのでは、情報の客観性や正確性を担保する ことができず、事務の遂行に支障が生ずる。
小 中 学 校 課 2	(校内就学指導委員会関係) 県立盲・聾・養護学校の校 内就学指導委員会において、 児童生徒の適正な就学指導を するため、当該児童生徒以外 から個人情報を収集するとき	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定し ており、また、本人から収集し、又本人の同意を得て 収集したのでは、事務の目的達成に支障が生じるおそ れがある。 ・ 児童生徒の適切な就学指導を行うため、児童生徒 の障害の程度や種類等の情報を収集する必要がある が、本人から収集したのでは、情報の客観性や正確 性を担保することができず、事務の遂行に支障が生 ずる。
小 中 学 校 課 3	(教員免許管理事務) 教員免許管理事務におい て、教員免許の更新を行うた め、教員免許管理システムか ら当該教員の個人情報を収集 するとき	「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定し ており、本人以外のものから収集することにより、情 報の客観性や正確性の担保及び業務の効率化が図られ る。 ・ 教育職員免許法第9条により、教員免許は有効期 限が定められ、同法第9条の2により、その満了の 際、免許管理者（都道府県教育委員会）は免許状を 有する者の申請により更新することができるものと 規定された。 他の都道府県教育委員会から免許状を授与された 教員であっても、本県で勤務又は居住している場合 は、本県で更新手続きを行うこととなるため、他の 都道府県教育委員会が有する免許授与時の個人情報 （教員免許管理システムに登録）を閲覧する必要が ある。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
高等学校課	(県立高等学校生徒の懲戒・事故関係) 県立高等学校生徒懲戒・事故報告処理事務において、懲戒等の対象となる生徒の個人情報、本人以外から収集するとき	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、対象者本人以外から収集し、又は本人に同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の懲戒については、懲戒を加えたときは速やかに教育長に報告することが定められており、懲戒の原因となった事柄等について本人以外からも必要な情報を収集し、より適切な判断を行う必要があるため。
人権教育課	(同和地区生徒指導関係) 同和地区生徒指導事務において、出身学校等からその生徒の個人情報を収集するとき	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、生徒本人及び本人以外から収集することを想定しており、また、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集した情報のみでは、事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な生徒指導を行うためには、校種を超えて連携し、連続した指導を行わなければならない、指導を行う上での拠り所となる、当該生徒が置かれている状況や過去の指導の累積等の個人情報を出身中学校等の本人以外から収集する必要がある。 本人から収集した情報のみでは、情報の客観性や正確性が確保できず、事務の遂行に支障が生ずる。
文化財課	(文化財指定事務) 文化課において、文化財に関する資料を収集する過程で、第三者の情報を収集するとき	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、その資料に記録されている情報の客観性や正確性等を担保するため、その情報の関係者の情報を収集する必要がある。
博物館	(美術資料収集関係) 美術資料収集を行う事務において、作品の所在を確認する過程で、第三者から情報を収集するとき	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人から収集し、又は本人に同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 美術品を収集するためには、収集したいと考える作品の所在を確認する必要があるが、そのためには本人以外の多くの関係者(画商、他の美術館、親族、遺族、知人、作家の研究者など)から情報を収集しなければ、事務を適切に処理することができない。

	項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
図書館	<p>(郷土文学者発信事業) 図書館において、郷土文学者に関する資料を収集する過程で、第三者の情報を収集するとき</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、また、本人の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術上貴重な資料については、その伝来や収集の経緯が重要であり、その資料に記録されている情報の客観性や正確性等を担保するため、その情報の関係者の情報を収集する必要がある。

3 「提供制限」の「目的による制限」関係（条例第8条第2項関係）

[共通類型項目]

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
1	<p>（訴訟関係） 訴訟当事者である県が、個人情報記録した資料を訴訟資料として裁判所に提供する場合、次の提供条件を満たすとき</p> <p>※ 提供条件 提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 裁判所は、法律上の争訟を裁判する権限があり、民事訴訟法等に基づいて裁判を行っている。</p> <p>-----</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 裁判所に提供することについて、本人の同意が得られない場合であっても、（1）の提供先の使用目的の公益性を考慮し、事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟を遂行するためには、提供する必要があるときがある。</p>
2	<p>（報道関係） 報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて対象となる個人情報を提供する場合、次の提供条件を満たすとき</p> <p>※ 提供条件 提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 提供先での使用目的に法的根拠はないが、提供する情報の内容に社会的関心が高い等県民に知らせる公益上の必要がある場合があり、また、県民参加による開かれた公正な県政の推進に資するためには、報道機関に発表等することが不可欠な場合がある。</p> <p>-----</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 報道機関の取材に応じ、又は報道機関に発表することについて、本人の同意が得られない場合であっても、（1）の提供先の使用目的の公益性を考慮した場合に提供する必要があるときがある。</p>
3	<p>（試験研究等関係） 試験研究等のため、病院、保健所等が管理する患者等の個人情報を提供する場合、次の提供条件を満たすとき</p> <p>※ 提供条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験等を行う上で、個人の識別が必要なこと。 ・ 試験研究等を行うことが公益上必要なこと。 ・ 試験研究等を行うことにより、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。 	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>ア 提供先での使用目的に法的根拠がない場合があるが、試験研究機関等で行われる試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は、疾病対策の企画と評価の基礎資料になるとともに、疾病の原因の究明、検診の精度管理や効果測定等にも活用されている。</p> <p>こうした分野での個人情報の提供は、公益上の必要性が認められるとともに、患者によりの確な医療サービスを供給するという面でも重要な役割を果たしている。</p> <p>そのため、診療等の目的のために収集した個人情報を試験研究等のために提供することの必要度が高い場合がある。</p> <p>イ 当該試験研究等の結果が本人の治療の場に還元され、本人の権利利益の擁護に資することにつながる場合がある。</p> <p>-----</p>

	(2)「実施機関が提供する必要性」 提供するすべての情報の本人の同意を得て、試験研究等を行うことが困難である場合がある。
--	-----------------------------------------------------------------

項	目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
4	<p>(栄典、表彰等の選考関係) 栄典、表彰等の選考のため、実施機関が現に管理している選考対象者等の個人情報を、実施機関以外の県の機関又は国等に提供するとき</p> <p>※ 提供条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典、表彰等の目的に公益性があること。 ・ 人選に必要な範囲内に限ること。 	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」 提供先での使用目的に法的根拠はないが、栄典、表彰等の目的に公益性がある場合には、結果として表彰等されることにより、県政の発展につながり、また、情報の本人の利益につながる。</p> <p>-----</p> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」 栄典等の事務の性質上、選考対象者等の同意を得て提供したのでは、事務の公正な運営に支障を来し、または円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>ア 栄典等の選考対象者等となったことを本人が知れば、期待を抱くことになる結果、対象外となった場合には不信感を生むことになる。</p> <p>イ 提供先が、選考対象者等本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p>
5	<p>(委員等の選考関係) 委員、講師等の選任のため、実施機関が現に管理している選考対象者等の個人情報を、実施機関以外の県の機関又は国等に提供する場合</p> <p>※ 提供条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員、講師等の選任目的に公益性があること。 ・ 人選に必要な範囲に限ること。 	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」 委員等の設置が法令に基づく場合以外に、法令の根拠がない場合がある。この場合、委員等の設置目的に公益性が高い場合には、その検討結果が県民の利益につながるものである。</p> <p>-----</p> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」 委員等の選考事務の性質上、選考対象者等の同意を得て提供したのでは、事務の公正な運営に支障を来し、または円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>ア 委員や講師等の人選を行う場合において、国等が本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができない。</p> <p>イ 人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。</p>

[個別類型項目]

(1) 知事（危機管理局）

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
消 防 防 災 課	<p>（高圧ガス製造施設に係る保安指導事務） 実施機関が保有している高圧ガス製造保安統括者等の個人情報、高圧ガス製造事業者の保安検査機関である高圧ガス保安協会等に提供するとき。</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 一定規模以上の高圧ガス製造事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）により保安責任者（要資格）を選任し、所有する施設を適正に管理させなければならないこととされているが、当該保安責任者の選任状況について、高圧ガス保安協会等が保安検査の際に確認した内容と、実施機関が保有する内容とに相違がみられる。 高圧ガスによる災害・事故を防止し、公共の安全を確保するためには、同協会等との情報共有を図る必要がある。</p> <p>-----</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 高圧ガス保安協会等が保安検査を実施し、現地指導する際に、個別に本人の同意を得て資格を確認していたのでは、正確な情報の把握と事務の円滑な実施が困難であるため、あらかじめ実施機関が提供する必要性がある。</p>

(2) 知事（福祉保健部）

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
福 祉 保 健 課	<p>（生活保護受給者情報の厚生労働省への提供事務） 生活保護受給者の年金担保貸付を防止するため生活保護受給者情報を厚生労働省に提供するとき</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 生活保護受給者の年金担保貸付を防止し、生活保護の適正実施を行うため、厚生労働省に生活保護受給者の情報を提供する。</p> <p>-----</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 厚生労働省に提供することについて、本人の同意を得て提供するのでは、事務の円滑な実施が困難であり、（1）の提供先の使用目的の公益性を考慮し提供する必要がある。</p>

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
子育て応援課	<p>(児童手当関係)</p> <p>児童手当事務において、児童虐待または児童手当の支給を受ける配偶者からの暴力が認められる事例について、当該配偶者、被害者、児童、保護者の個人情報、関係する市町村、他の地方公共団体又は保護者（公務員の場合）の所属庁に対し提供するとき</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>児童手当は、児童を監護し、生計を維持している等の要件を満たしている場合に支給されるが、児童手当の受給者に児童虐待が認められる場合は、児童手当等の受給要件を満たしていないため、職権により児童手当等の支給事由消滅処理を行うことになる。</p> <p>また、配偶者からの暴力が認められる事例においては、配偶者が児童手当の受給者であり、被害者が避難先で児童の監護を行っている場合、職権により児童手当等の支給事由消滅処理を行い、被害者へ支給を切り替える必要がある。</p> <p>したがって、児童手当事務の適正な処理のためには、当該事例に係る配偶者、被害者、児童の個人情報を関係する市町村、他の地方公共団体又は保護者（公務員の場合）の所属庁に対し提供する必要がある。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>配偶者からの暴力が認められる事例において、児童手当の支給を受ける配偶者と実際に児童を監護する被害者の居住市町村が異なる場合、当該市町村で事実を把握することは容易でなく、また、児童虐待の事実は、児童相談所を設置しない市町村や保護者（公務員の場合）の所属長で把握することは困難であり、児童手当事務の適正な処理のためには、実施機関が情報を提供する必要がある。</p>
青少年・家庭課	<p>(児童の臓器提供関係)</p> <p>児童の臓器提供に伴う臓器提供施設から児童虐待情報等の照会に対して、保有個人情報を臓器提供施設に提供するとき</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>虐待を受けた児童が死亡した場合に、虐待を行った保護者等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部改正の趣旨の達成に支障が生じるおそれと考えられることから、児童相談所の保有個人情報を臓器提供施設に提供する必要がある。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>児童相談所がその保有する児童虐待等に関する個人情報を提供しない場合は、臓器提供施設が対象から除外する判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>また、虐待事実の有無について、当該児童の家族に確認したとしても、客観的な情報が得られないことから、臓器提供施設が当該事実を的確に確認するためには、実施機関が情報を提供する必要がある。</p>

(3) 知事（生活環境部）

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
水・大気環境課	<p>（浄化槽維持管理指導事務） 浄化槽の適正な維持管理に資するため、実施機関が現に管理している浄化槽管理者の個人情報を知事及び指定検査機関に情報提供する場合</p> <p>※ 提供条件 有害鳥獣捕獲許可に必要な範囲に限ること。</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 生活排水を処理する浄化槽は、適正な維持管理の下で十分な機能を発揮する施設であり、浄化槽法では使用開始後の定期検査（浄化槽法第7条及び第11条）が義務づけられている。 このため、あらかじめ浄化槽管理者の個人情報を指定検査機関に提供することで、定期検査の受検率の向上を図ることができる。 また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには、水質汚濁防止法による生活排水対策措置の責務から、より身近で直接的な指導・監督を実施している市町村と相互に連携・協力することが必要不可欠である。</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 市町村・指定検査機関が業務を遂行する上で、個別に本人の同意を得て当該個人情報の提供を得たのでは、事務の円滑な実施が困難なため、あらかじめ実施機関が提供する必要性がある。</p>

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
公園自然課	<p>（有害鳥獣捕獲許可事務） 実施機関が現に管理している狩猟免許及び狩猟登録の個人情報を有害鳥獣捕獲許可事務を行う市町村に提供する場合</p> <p>※ 提供条件 有害鳥獣捕獲許可に必要な範囲に限ること。</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（被害の防止を目的とする）は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、一部を除き各市町村長に権限委譲している。 各市町村が許可事務を行うにあたり、実施機関が管理する個人情報である狩猟免許の有無、狩猟者登録の有無等の審査が必要となっている。 このため、あらかじめ当該個人情報を有害鳥獣捕獲許可事務を行う市町村に提供することで、有害鳥獣捕獲許可事務の効率化を図る必要がある。</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 市町村が許可申請がある度に本人の同意を得て実施機関から当該個人情報の提供を受けたのでは、事務の円滑な実施が困難なため、あらかじめ実施機関が提供しておく必要がある。</p>

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
住宅政策課 1	(県営住宅使用料調定・収納事務) 県営住宅に入居する生活保護世帯の家賃滞納の解消のため、実施機関が現に管理している滞納状況の個人情報を生活保護実施機関に提供する場合。	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>生活保護世帯には県営住宅の家賃相当額の住宅扶助が支給されており、家賃の滞納は当該扶助料の一般生活費への流用であると考えられる。</p> <p>厚生労働省からは、生活保護世帯に代わり、住宅扶助費を県営住宅の事業主体へ直接納付すること（生活保護世帯からの委任状に基づく代理納付）も可能である旨通知されているが、生活保護実施機関への滞納情報の提供ができないと納付指導・指示が困難であり、代理納付も円滑に進まない。</p> <p>県営住宅の家賃滞納情報を生活保護実施機関に提供することで、生活保護実施機関において生活保護法第27条に基づき、滞納者に対する適切な納付指導を行い、もって家賃滞納の防止と滞納額の増加防止・解消を図る必要がある。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>生活保護実施機関に提供することについて、本人の同意を得て提供するのでは、事務の円滑な実施が困難であり、提供先（生活保護実施機関）の使用目的の公益性を考慮し、家賃滞納の防止、さらには、長期・高額化する滞納家賃（県債権：県民共通の財産）の適正な確保・保全のために、提供する必要がある。</p>
住宅政策課 2	(県営住宅入居者の入居決定、承認及び明渡し請求事務) 県営住宅の入居者の募集、入居承認承認、同居承認及び明渡し請求事務において、入居決定者等が暴力団員であるか否か確認するため同者の情報を警察本部に提供するとき。	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）では、県営住宅への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の入居を排除している。</p> <p>このため、入居決定、入居承認承認、同居承認及び明渡し請求の事務においては、入居者等が暴力団員であるか否かの情報を確認する必要があり、情報を保有している警察本部に入居者等の個人情報を提供して照会することによって、その回答を得ることが本事務の実施においては不可欠である。</p> <p>なお、情報提供に当たっては警察本部と協定書を締結し実施する。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>警察本部に提供することについて、すべての場合に本人の同意を得て提供するのでは、事務の円滑な実施が困難であり、(1)の使用目的の公益性を考慮して提供する必要がある。</p>

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
住 宅 政 策 課 3	(県営住宅維持管理研修事務) 県営住宅の維持管理に係る 研修のため、実施機関が現に 管理している県営住宅入居者 の個人情報を鳥取県住宅供給 公社に提供する場合	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>本県では、平成21年度中に鳥取県住宅供給公社に 県営住宅の維持管理業務の委託（管理代行）を行う予 定であり、このため、公社職員に対する実務研修を実 施し、事務の移行をスムーズに行って、県民への利便 性を図る必要がある。</p> <p>実務研修は、県営管理システムを使用し、具体的な 実例に基づき、調定、請求、収納等の入力作業を行い、 職員を管理システムの操作に習熟させることとしてお り、同システム操作の際に入居者等の個人情報が閲覧 できる環境で行うこととしている。</p> <p>なお、県住宅供給公社は地方住宅供給公社法におい て、その役員及び職員は刑罰適用の公務員みなし規定 が設けられており、知りえた個人情報について守秘義 務が課されている。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>実務研修においては、実際の情報に基づき管理シス テムの操作を行うことが必要であるが、全ての個人情 報について本人の同意を得て提供することが困難であ る。</p>

(4) 知事（農林水産部）

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>森 林 ・ 林 業 総 室</p>	<p>(森林管理指導事務) 森林簿を森林管理指導を行 う森林組合に対し提供する場 合及び森林施業計画作成受託 者に対し提供するとき</p> <p>※ 提供条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供者以外の者に個人情報 を開示しないこと。 ・ 森林所有者本人への林業 指導及び森林施業計画作成 支援事務以外の目的に使用 しないこと。 <p>県民課注 森林施業計画作成受託者への 提供は24年3月31日まで</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」 森林組合（森林組合法に基づいて設立されている森 林所有者の協同組織体）は、所管する地域の森林管理 を推進することによって、森林の持つ公益的機能を高 める役割を担っている。森林組合が森林の適正管理の 指導を行うためには、所管地域の森林簿の提供が必要 である。 また、森林簿を提供することにより、組合による所 管地域の林業活動の活性化を促す必要がある。 森林施業計画作成は健全な森林を維持し、森林の持 つ公益的機能の維持に必要である。</p> <p>-----</p> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」 提供するすべての情報の本人の同意を得て提供す ることが困難である。</p>
	<p>(森林管理指導事務) 森林簿を森林経営計画作成 者に対し提供するとき</p> <p>※ 提供条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者に個人情報を提供 しないこと。 ・ 森林経営計画作成以外の 目的に使用しないこと。 	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」 森林経営計画の作成は、持続可能な森林経営を確立 し、森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために必 要である。</p> <p>-----</p> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」 提供するすべての情報の本人の同意を得て提供す ることが困難である。</p>

(5) 知事（県土整備部）

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>県土総務課</p>	<p>（用地等取得関係） 公共事業者である県が、効率的な用地等取得のため、当該用地等の相続権利者に対して、他の権利者の個人情報を記録した資料（相続関係説明図）を提供する場合で、次の提供条件を満たすとき</p> <p>※ 提供条件 提供する個人情報の内容その他の事情を勘案して、当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと。</p>	<p>（1）「提供先の使用目的の公益性」 取得予定地等の相続権利者に他の権利者の個人情報を提供することにより、相続権利者が円滑に相続手続することができ、用地等取得事務を効率的に実施することができる。 取得予定地等の相続手続がなされない場合、用地等取得の事務手続が遅延し、公共事業の円滑な実施に多大な支障が生じる。</p> <p>-----</p> <p>（2）「実施機関が提供する必要性」 特に、過去に相続手続がなされていない土地等について、相続権利者がすべての他の権利者の個人情報を収集するには、相当の時間と労力を要し、当該個人情報の提供がなければ、円滑な相続手続は困難である。</p>

(6) 知事 (行政監察監)

項	目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
公益法人・団体指導課	<p>(公益認定事務)</p> <p>公益認定等総合情報システム及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定める公益認定事務に係る法人の役員等の欠格事由の審査を行う他の行政庁に対し、欠格事由該当性の判断に必要な当該法人の役員等の個人情報を提供するとき</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条で法人の役員等に一定の欠格条件に該当するものが含まれている場合は公益認定を受けることができない旨規定されており、各行政庁（内閣府及び各都道府県）は公益認定事務の中で役員等（理事、監事及び評議員）の欠格事由の審査をする必要がある。</p> <p>また、認定事務を効率化し、速やかな認定をするためには、認定業務を行う全行政庁が役員等の情報をあらかじめ公益認定等総合システムに提供（登録）し、共同利用することが必要である。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」</p> <p>役員等の欠格事由の審査を適正に行うためには、他の行政庁が保有する役員等の個人情報との突合が必要である。</p> <p>また、認定申請や役員等の就任のたびに、認定事務を行う行政庁が役員等本人の同意を得て他の全行政庁に照会を行い、照会を受けた各行政庁が役員等本人の同意を得て回答するのは困難であるため、内閣府と全都道府県が共同利用する公益認定等総合情報システムにあらかじめ役員等の個人情報を提供（登録）して、行政庁間において欠格事由に該当した役員等の情報を共同利用することにより、当該審査を効率的に行う必要がある。</p>

(7) 教育委員会

	項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
小 中 学 校 課	<p>(教員免許管理事務) 教員免許管理に必要な教員の個人情報を教員免許管理システムに提供する場合</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」 教育職員免許法第9条により、教員免許は有効期限が定められ、同法第9条の2により、その満了の際、免許管理者（都道府県教育委員会）は免許状を有する者の申請により更新することができるものと規定された。 このため、都道府県教育委員会は他の都道府県教育委員会で免許状を授与された教員について、免許更新の際、当該他の都道府県教育委員会にその免許状情報等の個人情報を確認する必要がある。 こうした免許更新事務を効率化し、速やかに更新するためには、更新事務を行う全都道府県教育委員会が免許管理に必要な教員の個人情報をあらかじめ教員免許管理システムに提供（登録）し、必要な範囲内で共同利用することが必要である。</p> <hr/> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」 他の都道府県教育委員会から免許更新のための個人情報の提供依頼がある度に、本人同意を得て提供するのは事務の円滑な実施が困難であり、更新事務を行う全都道府県教育委員会が共同利用する教員免許管理システムに免許管理に必要な教員の個人情報をあらかじめ提供（登録）する必要がある。</p>

別表第2

オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準

- 1 実施機関が、オンライン結合による個人情報の提供を行う場合には、次のオンライン結合の種類毎に適用する基準を満たさなければならない。
 - (1) 一般県民に対する情報提供を目的とするオンライン結合の場合
次の基準のうち、2、3及び4（イ障害の予防、回復に関する項目に限る。）の基準を満たすこと。
 - (2) (1) 以外のオンライン結合の場合
次の基準のうち、2、4及び5の基準を満たすこと。
- 2 公益上の必要性に関する基準
実施機関又は相手方の事務の目的から判断して、オンライン結合を必要とする特別な理由があること。
 - (1) 次のいずれかに該当し、かつ、手作業処理又は磁気テープ等の搬送によって個人情報を提供するという方法では十分な成果が期待できないこと。
 - ア 実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を確保する必要があること。
 - イ 実施機関のシステムが相手方の管理する個人情報の収集を兼ねるものであること。
 - ウ 相手方との共有的な性質の個人情報の処理に伴うもので、データの相互利用的意味合いが強いこと。
 - (2) オンライン結合を行うことによって住民サービスの向上、住民負担の軽減等オンライン結合を行う公益上の必要があること。
- 3 本人の同意に関する基準
オンライン結合による個人情報の提供について本人（未成年者又は成年被後見人の場合にあっては、法定代理人。以下同じ。）の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目の範囲について本人が選択できること。
ただし、法令に基づいて提供する場合には、この基準は適用しない。
- 4 実施機関が講ずる技術的措置に関する項目
オンライン結合を行うことにより個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするため、実施機関において、ハードウェア上及びソフトウェア上の適切な技術的措置が講じられていること。
 - (1) 不正アクセスの排除に関する項目
ファイルへの不当なアクセスを排除するための適切な技術的措置が講じられていること。
 - (2) 障害の予防、回復に関する項目
 - ア 障害を予防しファイルの安全性を確保するために適切な措置が講じられていること。
 - イ 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられていること。

5 相手方の対応措置に関する基準

次のとおり相手方に個人情報保護のための制度が整備され、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められること。

(1) 全般的措置に関する項目

相手方が電子計算機処理される個人情報に関して次の事項を定めた要綱等を制定していること又は当該オンライン結合により提供される個人情報について相手方と次の事項を明記した覚書等を取り交わすこと。

- ア 目的外利用及び提供の禁止
- イ 個人情報を取り扱う職員の責務
- ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄
- エ その他個人情報保護のため必要な措置

(2) 技術的措置に関する項目

相手方が講ずる技術的措置は、4 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準に同じ。

別表第3

口頭による開示を行うことができる個人情報の範囲についての基準

- 1 口頭による開示請求の対象とする個人情報は、次の要件を満たす個人情報の中から定めるものとする。
 - (1) 本人の開示に対する需要が高いもの
 - (2) 開示について特に即時性が要求されるもの
 - (3) 情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ行っておくことになじむもの
 - (4) 実務上即時の開示に対応することが可能なもの

- 2 試験等の結果の口頭開示を実施する場合は、次の考え方に基づいて行う。
 - (1) 資格試験の結果
得点により合否が判定されるものについては、原則として、本人の得点（科目別に得点を記録している場合には、科目別得点を含む。）を開示するものとする。
実技試験、論述試験等で得点以外の評価が行われる試験については、その部分については、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。
 - (2) 採用試験の結果
順位により合否が判定されるものについては、原則として、本人に順位を開示するものとする。
順位以外の判定要素を含む場合には、その部分については、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。
 - (3) 入学試験の結果
合否の判定基準に応じて、原則として、本人に順位又は得点を開示するものとする。
順位以外の判定要素を含む場合には、その部分については、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。
 - (4) その他の試験の結果
種々のものがあるので、(1)、(2)及び(3)の原則に準じて、それぞれの試験の性質、内容、開示した場合の影響等個別の事情に基づき判断する。